

令和6年12月31日までに「人材サービス総合サイト」へ「離職者数」の情報掲載を完了してください。

職業紹介事業者には義務付けられています「就職から6か月以内に解雇以外の理由で離職した者の数（令和5年度分）」を、令和6年10月から12月末までに「人材サービス総合サイト」に入力してください。

入力には、厚生労働省から付与された「ID（番号）」及び「パスワード」が必要です。ご不明な場合などは、都道府県労働局需給調整事業担当窓口へお問合せください。

参照：[需給調整事業関係業務担当窓口一覧](#)

この入力による情報掲載は、労働局の定期指導の際の指導事項にもなっておりますので、当協会会員を含む職業紹介事業者の皆様は、漏れなく入力されますようお願いいたします。

- [厚生労働省「人材サービス総合サイト」](#)
- [職業紹介の実績等を情報提供する義務](#)
- [職業紹介事業の運営「法第32条の16 第3項に関する事項（情報提供）」についての入力事例のご照会は、こちらです。](#)

2024年10月23日